

品質環境 保証 協定書	名 称	特殊電装株式会社	書類番号
		グリーン調達基準書	124J-002A



目次

1. はじめに	-----	2	
2. 目的	-----	2	
3. 適用範囲	-----	2	
4. 品質・環境保全活動	-----	3	A
5. グリーン調達基準	-----	3	
5.1 グリーン調達の考え方	-----	3	
5.2 要求事項	-----	4	A
5.2.1 環境マネジメントシステムの構築	-----	4	A
5.2.2 納入物品に対する環境保全への配慮	-----	4	A
6. お取引先へのお願い事項	-----	5	A
6.1 グリーン調達環境活動調査書の提出	-----	5	A
6.2 当社に納入する物品に含有される環境負荷物質 についての提出	-----	5	A
6.3 含有禁止物質不使用証明書の提出	-----	5	
6.4 上記6.2、6.3の方法で回答出来ない場合	-----	5	
7. その他	-----	6	A
注 1 均質材料について	-----	7	A

【形式】

- ・グリーン調達環境活動調査書-----形式 124J0021
- ・含有禁止物質不使用証明書-----形式 124J0022
- ・部品に含有する禁止物質及び登録物質の
報告又は非含有(不使用)証明書-----形式 124J0023

[注]本規格で引用する形式番号には、改訂記号を付与しない。

A	2013. 9.27	清水		A印個所	承		検	環	作	清	
記号	改定日	記入者	承認	改定事項	認	討	委員会	成	水	制定	2009. 8.20

1. はじめに

近年、企業活動において環境への配慮が重視されており、各企業には人類と環境の調和を基本とした資源循環型社会の構築を求められています。

当社は、環境保全を事業活動の重要な柱の一つとして捉え、環境保全方針の元、自ら責任を持ち、全社をあげて環境保全活動に取り組み、地域社会との相互信頼の元に共生し、豊で美しい地球を次世代に残せるよう、企業の社会的責任を果たしてまいります。

当社は、環境負荷の少ない製品をお客様に提供するため、2003年4月 ISO14001を取得し、お取引先のご協力を得ながら調達する材料・部品、その他資材についての環境保全に向けた取り組みを推進してまいりました。

更に、重金属を中心とした欧州の規制、お客様の調達基準のレベルアップ等、環境負荷物質管理を取り巻く環境は日進月歩のごとく変化してきております。

当社はこのような環境の変化に対し、社内における環境負荷物質管理体制の整備を推進して参りましたが、お取引先へのグリーン調達基準書が必要であると判断し、発行することに致しました。

皆様と共に「地球環境保全」に向けた取り組みをより一層強力に展開したいと考えておりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

2. 目的

本基準書は、当社が材料・部品、その他資材を調達する際に環境負荷物質を含有しない事の基準を示し、お取引先まで含めた環境に配慮した物作りを展開することにより、地球環境保全を推進し、持続可能な社会を構築することを目的とします。

3. 適用範囲

当社が調達する以下の物品・サービス全てに適用し、これらを納入していただくお取引先を対象とします。

- (1) 当社製品に使用する材料、部品、ユニット品、副資材
- (2) 当社が外部へ製造・加工委託する外注品
- (3) 当社製品に使用する梱包資材
- (4) 当社が設計・製造を外部委託し当社ブランドとして販売する製品

4. 品質・環境保全活動

当社は、下記に示す品質・環境保全方針を掲げております。

品質・環境保全方針

代表取締役社長 津屋昌夫

1. 品質・環境マネジメントシステムを確立し、下記を実行する。
 - (1) 不良の削減とムダ取りの継続的改善に努め、お客様に信頼される品質を提供する。
 - (2) 環境保全への取り組みを、経営の重要課題の一つとして位置づけ、技術上、財政上、運用上および事業上可能な範囲で「かけがえのない地球」環境を健全な状態で次世代に引き継いでいくこと」との認識にたって行動する。
2. 統合方針に基づき、下記内容から、達成可能な事項について、目的・目標を設定し、その実現を図り定期的な見直しにより、マネジメントシステムの有効性を継続的に実施する。
 - (1) クレーム・社内不良の削減
 - (2) ムダ取り改善
 - (3) 省エネルギー、省資源、廃棄物の削減により環境負荷を低減する。
 - (4) 有害物の使用と大気、水、土壌への排出を抑制し汚染の予防に努める。
3. 内部監査を実施し、マネジメントシステムの向上を図る。
4. 環境に関連する法規制および同意するその他の要求事項を遵守する。
5. 品質・環境保全方針は文書化し、実行し、維持し、全従業員に周知する。
6. 教育訓練と啓蒙活動によって、社員の基本知識の習熟と専門能力向上を図り、自覚・意欲を高める。
7. この品質・環境保全方針は社外に公開する。

5. グリーン調達基準

- 5.1 グリーン調達の考え方
当社では、調達基準として、「品質」、「納期」、「価格」、「環境」に関する評価基準を設けておりますが、今後、「環境への配慮」を事業活動の基本としている、お取引先より優先的に調達したいと、考えております。

5.2 要求事項

A

5.2.1 環境マネジメントシステムの構築

適用範囲に該当するお取引先に適用します。お取引先には環境保全活動を推進し、継続的改善が実現できる体制の構築をお願い致します。そのためにISO14001の認証取得が望ましいのですが、そうでない場合は、ISO14001を基本とした環境マネジメントシステムの構築をお願い致します。下記の①或いは②のいずれかを満足していることが基準となります。

①ISO14001を認証取得している。

②上記①を満足していない場合、他の環境マネジメントシステム或いは独自のシステム構築済みであり、次の6項目は必須事項で取り組んでいる。

- ・環境保全に関する企業方針がある。
- ・環境保全の目的・目標を設定している。
- ・推進体制がある。
- ・エネルギー、廃棄物、化学物質について、管理・評価を実施し改善に努めている。
- ・環境に関する法令を遵守している。
- ・従業員に対し、環境保全に関する啓蒙活動を行っている。

5.2.2 納入物品に対する環境保全への配慮

A

①環境負荷物質による環境影響への配慮

A

- ・「含有禁止物質不使用証明書」(形式 124J0022)の「含有禁止物質」、「含有報告物質」リストに従って、下記を実施して下さい。
- ・当社が定める「含有禁止物質」(レベルA)が、納入物品に含有されていないこと。
- ・但し、当該物質で使用禁止基準が設定されている用途に限り、使用禁止基準を超えない範囲での使用を認めます。
- ・また、当社が定める「含有禁止物質」の内、R o H S 指令による規制がある物質については、これを適用します。
- ・適用除外事項は、R o H S 指令に準じます。
- ・含有禁止物質が含有禁止基準値以下であっても含有している場合は、下記を適用します。
 - (a)用途・目的・含有量を報告して下さい。
 - (b)含有量は、含有化学物質の含有部位の均質材料に対しての含有率(ppm)から算出して下さい。(注1)
- ・「含有報告物質」(レベルB)が含有している場合は、下記を適用します。
 - (a)用途・目的・含有量を報告して下さい。
 - (b)含有量は、含有化学物質の含有部位の均質材料に対しての含有率(ppm)から算出して下さい。(注1)

②納入物品に対する環境影響への配慮

A

- ・納入品そのもののエネルギー効率の改善を図って下さい。
- ・納入物品は、省資源化を配慮して下さい。
- ・納入物品は、リサイクル可能性、処理・処分容易性を配慮して下さい。

③納入時における環境影響への配慮

- ・車で御来社頂く時は、構内でのアイドリングストップをお願い致します。
- ・物品を直接搬入する時は、出来るだけ搬送用の段ボール、クッション材等を、お持ち帰り下さい。

A

6. お取引先へのお願い事項

下記6.1項～6.4項について、必要事項記入の上、電子データまたは書面で調査依頼部門宛に提出のご協力をお願い致します。
回答フォーマットおよび調査回答の方法は、当社ホームページの「グリーン調達のお知らせ」よりダウンロードできます。

6.1 グリーン調達環境活動調査書の提出

お取引先におけるグリーン調達環境活動への取り組み状況につきまして、調査を実施させていただきます。

「グリーン調達環境活動調査書」(形式 124J0021)に、記入をお願い致します。

この調査票の結果によりお取引の優先を考える目安とします。

6.2 当社に納入する物品に含有される環境負荷物質についての提出

(1) 特に当社が指定しない場合は、A I Sまたは、MSDS plusの最新版を使用して下さい。

A

(2) J G P S S Iシートが要求される場合は、「グリーン調達 調査回答ツールフォーマット1(標準型) (EXCELファイル)」の最新版を使用して下さい。

A

(3) J A M Aシートが要求される場合は、その最新版を使用して下さい。

A

以上、材料明細を部品毎に記入し、必要な資料を添付されるようお願い致します。

A

6.3 含有禁止物質不使用証明書の提出

当社に納入する物品に規定する含有禁止物質が含有されていないことを保証して頂くため、「含有禁止物質不使用証明書」

(形式 124J0022)に所定事項を記入されるようお願い致します。

A

6.4 上記6.2、6.3の方法で回答出来ない場合

5.2.2項で規定している内容を保証して頂くため、「部品に含有する禁止物質及び登録物質の報告又は非含有(不使用)証明書」

(形式 124J0023)に所定事項を記入されるようお願い致します。

A

7. その他

- (1) お取引先から提出いただいた書類は社内でのみ使用致します。
お取引先の許可なく、外部へ公表することはありません。
- (2) 本基準書の内容は、新たな法規制の制定や社会情勢、社内ルール変更などにより、予告なく変更することがあります。
- (3) 注意事項
 - ・ 回答フォーマットの各項目の意味、言葉の定義、回答書の記入方法、EXCELシートの操作方法等については、必ず事前に最新版の「製品含有化学物質調査・回答マニュアル」、「調査・回答ツール操作マニュアル」を、「**グリーン調達のお知らせ**」に記載してある方法で取得し、良く読んで理解をしてください。
 - ・ お解りにならない点や、疑問点等ありましたら調査依頼部門へお問い合わせ下さるようお願い致します。
 - ・ また、ダウンロードがうまくいかない場合は、ご連絡頂ければ、コピーをお送りいたします。

- (4) 本基準書に関するお問い合わせ先は下記にお願い致します。

- ・ 調査依頼が群馬事業所の場合
特殊電装株式会社 群馬事業所
〒370-0614 群馬県邑楽郡邑楽町赤堀 1508-1
TEL : 0276-70-9110
FAX : 0276-70-9122
E-mail : g-j@tokushudenso.co.jp

技術部 技術G

こうのともひろ
高野友博

- ・ 調査依頼が技術センターの場合
特殊電装株式会社 技術センター
〒135-0051 東京都江東区枝川 2-3-11
TEL : 03-3646-5121
FAX : 03-3645-4407
E-mail : tech@tokushudenso.co.jp

開発技術部

次長 中川栄二

均質材料について

[注1]

A

欧州委員会から発行されているFAQにQ&Aがあります。
法的な最終責任はないとされるものの、判断資料として使う位置付けになっています。

FAQによる均質材料(homogeneous materials)の定義は、
機械的に別々の材料に分離できない材料として、さらに「組成全体が均一」な材料で、例として、プラスチック、セラミックス、ガラス、
金属、合金、紙、ボード、樹脂、コーティング等としています。

そして、以下に示すような3つの具体的な事例が示されました。

- (1) 異なる種類の材料でコーティングや接着されていない1種類だけの材料からなるプラスチックカバーは「均質材料」となる。
最大許容濃度はこのプラスチックに適用される。
- (2) 電気ケーブルは、機械的に絶縁体と金属などの異材質に分離される、従って、電気ケーブルは、「均質材料」ではない。
最大許容濃度は、カバーや線等それぞれの分離された材料に適用される。
- (3) 半導体パッケージには、プラスチック成形材料、リードフレームの錫のコーティング、リードフレーム合金、および金ボンディングワイヤー等の多くの均質材料が含まれる。
最大許容濃度はそれぞれに適用される。

半導体パッケージと同様の事例として、めっきでは、地金、下地処理、めっき層の各層が厚さは数ミクロンながら「均質材料」とであると解釈します。
塗装も同じで錆止め、下塗り、上塗りなどの各層を「均質材料」と解釈します。

追加例

- (1) 複数の「均質材料」がある場合
 - (a) 構造材や板金の母材である「金属」と表面の「めっき膜」や「クロメート膜」、「塗装膜」
 - (b) 成形された「プラスチック」と表面に印刷した「インク」や「塗装膜」
 - (c) プリント基板やLSIの配線に使用する「金属」と絶縁のために使用する「樹脂」や「ガラス」
- (2) 単一の「均質材料」と解釈する場合
 - (a) 二種以上の金属元素からなる合金
 - (b) 高分子に無機粒子や低分子化合物が混合されたプラスチック
 - (c) プリント基板のコア材に使用するガラス繊維強化エポキシ樹脂
 - (d) 金属粉末と高分子成分等の複合材である導電性接着剤
 - (e) 発色成分や遮蔽材、高分子ビヒクル等の複合材であるインクや塗料